

東北 HIV コミュニケーションズ規約

第 1 章 総則

第 1 条 本会は、東北 HIV コミュニケーションズと称し、事務局をみやぎいのちと人権リソースセンター内（仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7 - 2）に置く。

第 2 条 本会は、HIV 感染症／AIDS によって、自らの生に影響を受けた人々が、共に生きる社会を作り出すことを目的とする。

第 3 条 本会は、前項の目的達成のために次の活動を行う。

- ①ホットライン（電話相談）
- ②HIV 感染者・患者が必要とするサポート、ケア（相談、介護等）
- ③機関紙の発行等を通しての情報提供
- ④学習会、講演会、イベントの開催等
- ⑤その他目的達成に必要と認められるあらゆる活動。

第 4 条 本会正（維持）会員は、会の目的達成に賛同し、HIV 感染者／患者のプライバシーを厳守する旨宣誓し、会の諸活動に参加できる物とする。また、会の目的に賛同する者をもって、一般会員、団体・法人会員制度を設け、会の活動を推進する。

第 2 章 機関

第 5 条 本会は会運営のために次の機関を置く。

- ①総会
- ②会員例会
- ③役員会
- ④部会

第 3 章 総会

第 6 条 総会は本会における最高議決機関であって、議決権を持つ正（維持）会員、団体・法人会員で構成する。また一般会員も議決権はないが参加できる。

第 7 条 定期総会は、年に一度代表が召集する。

臨時総会は、正会員の 3 分の 2 以上、または役員会の要求があった場合に代表がこれを召集する。

第 8 条 総会は、正会員の 3 分の 2 以上の出席を以て成立し、議事の議決には、出席者の 3 分の 2 の賛成を必要とする。

第 9 条 総会に出席できない会員は、議事についての一切を議長に委任する。また、委任者は総会の出席者数に含むものとする。

第 10 条 総会で審議すべき事項は次の通りとする。

- ①役員の選出。
- ②規約の制定、廃止および改訂。
- ③各種報告の承認。
- ④決算の承認。
- ⑤その他役員会が総会の承認を得る必要があると認めた事項の審議。

第4章 役員

第11条 本会は会運営の円滑化のため次の役員を置く。

代表 1名

部会の長 正副各1名

役員の任期は、1月1日から12月31日までとする。

第5章 会議

第12条 役員会は、「第4章第11条」に定めた全役員をもって構成され、その任務は次の通りとする。

- ①規約修正原案作成
- ②総会より委任された事項の審議、執行。
- ③総会に付議すべき事項の審議。
- ④その他、本会の運営上必要と認められる事項の審議、執行。

第13条 役員会は、役員の3分の2以上の出席を必要とし、議決には出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第14条 役員会で決議できる事項は、「第3章第10条」以外とする。

第15条 役員会は、最低月一回は開催されなければならない。

第16条 会員例会は、会員同士の意見交換、親睦、学習等の目的をもって、適時代表がこれを召集するものとする。

第6章 会計

第17条 本会の経費は、会員の会費、一般からの寄付、およびその他の助成金をもってこれにあてる。

第18条 本会会費は、以下の通りとし、会計が徴収、保管する。

正会員（支援会員A）／月額一口1000円以上

一般会員（支援会員B）／年額一口6000円以上

団体・法人会員／年額一口50000円

第19条 会計年度は、役員の任期と同様、「第4章第11条」の通りとする。

第7章 補則

第20条 本規約の改正には、総会において3分の2以上の賛成を必要とする。

第21条 本規約は、1994年1月1日よりこれを施行する。